

令和 5 年度の国民健康保険料について

1 財政健全化計画に基づく国民健康保険料率の改定について

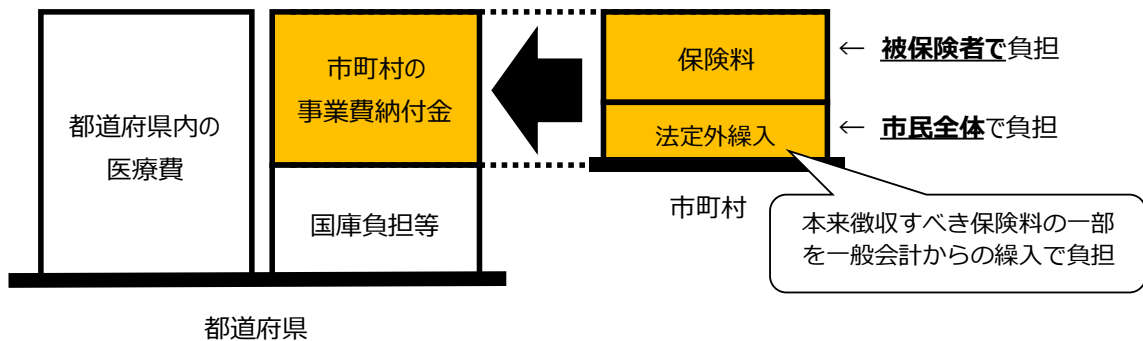
(1) 西東京市国民健康保険財政健全化計画

国保財政において、保険料は主たる財源であり、法定公費負担を除く国保事業の費用は保険料で賄うこととされており、これらの収支が均衡していることが重要である。本来は、費用の支出が増えた場合には、公費負担のほか、保険料収入を確保する必要があるが、現状では、一般会計からの法定外繰入により収支の差を埋めることで均衡を図っている。一般会計からの法定外繰入を行うことは、給付と負担の関係が不明確となるほか、国保加入者以外の市民にも負担を求めることとなる。

市では、「西東京市国民健康保険財政健全化計画」（以下「計画」という。）に基づき、保険料率の改定や医療費適正化の取組により、法定外繰入の計画的・段階的な削減・解消を進めることとしている。

保険料率の改定に当たっては、東京都から示される事業費納付金の数値や被保険者数推計により改定案を作成し、運営協議会の審議を経て、2年ごとに改定を行うこととしている。

◆赤字（法定外繰入）の構造（イメージ）



(2) 令和 5 年度保険料率の改定

令和 5 年度は、計画に基づき、保険料率の改定を行い、法定外繰入額を 12.7 億円以下とする。

2 令和 4 年度の保険料率と多摩 26 市の状況

本市の令和 4 年度の保険料率は、所得割率と支援金等分の均等割額が多摩 26 市平均より低く、医療分と介護分の均等割額が多摩 26 市平均より高い水準にある（表 1、資料 1 - 1）。

また、本市は、平成 24 年度（支援金等分の所得割は平成 25 年度）以降、保険料率等の改定を実施しておらず、その間に多くの市が料率改定を実施している。


（表 1）令和 4 年度保険料率等の多摩 26 市比較

保険料内訳		西東京市内訳 保険料率等	多摩 26 市平均 保険料率等	多摩 26 市内 西東京市順位
医療分	所得割	5.41%	5.65%	18 位
	均等割	31,600 円	29,655 円	9 位
支援金等分	所得割	1.68%	1.93%	23 位
	均等割	6,500 円	10,982 円	26 位
介護分	所得割	1.64%	1.79%	21 位
	均等割	14,300 円	13,382 円	8 位

※医療分…病気やケガをしたときの医療費、出産・死亡の際の給付に充てられる財源
 支援金等分…国保から後期高齢者医療制度への支援金
 介護分…介護保険の介護サービス費用に充てられる財源
 所得割…所得に対してかかる保険料率
 均等割…加入者ごとに定額でかかる保険料

3 今後のスケジュール

12 月下旬	第 3 回運営協議会	令和 5 年度事業費納付金（ <u>仮</u> 係数）による保険料率改定案について
1 月中旬 ～下旬	第 4 回運営協議会	令和 5 年度事業費納付金（ <u>確</u> 定係数）による保険料率改定案について
	答申	上記を踏まえた答申

 令和 5 年第 1 回定例会に料率改定に係る条例案提出（令和 5 年 2 月）

【参考】事業費納付金の推移

（単位：円）

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
6,236,751,083	6,057,635,757	6,067,321,290	5,963,632,687	6,172,994,000

※事業費納付金

都全体の保険給付費等について、公費で賄われない部分を都内全市区町村で、医療費水準、所得水準等に応じて負担し合う制度である。都は、各市区町村から納付された事業費納付金を財源として、都内全市区町村の保険給付費等の支払いを行う。事業費納付金の額は、都から例年 12 月までに仮提示され、翌 1 月中旬に確定値が示される。